

資料4



## 福祉のまちづくり 基本方針(改定素案)

令和 年 月

# 目次

---

	ページ
1 はじめに	1
2 基本方針の位置付け	2
3 福祉のまちづくりの理念	4
4 福祉のまちづくりを推進する各主体の役割	5
5 福祉のまちづくりの基本的方向	6
(1) 「建築物」のよりきめ細かなユニバーサル化の推進	7
(2) つながる「まち」のユニバーサル化の推進	13
(3) ハード整備の取組を補完するソフト対応の推進	20
(参考) 福祉のまづくりの目標	28
(参考) 主な指標の推移(観測指標)	29

# 1 はじめに

本方針は、県・市町・県民・事業者が一体となって福祉のまちづくりを総合的に推進するための“指針”です。

人口減少や少子高齢化、インバウンドの増加など、私たちを取り巻く社会の状況は常に変化し続けており、福祉のまちづくりへの期待はますます大きくなっています。

こうした期待に応えるため、今回の改定では、障害のある当事者の方々の意見も取り入れながら、各主体の役割について施策の柱ごとにわかりやすく例示しました。

また、新たな視点として、これまで一律の基準でまちや施設のバリアフリー化を進めてきましたが、今後は地域ごとの特性を考慮しながら施策を展開します。

さらに、より質の高い福祉のまちづくりを目指し、ハード整備と一体となってその効果を高めるソフト施策(心のバリアフリー)にも取り組んでいきます。

本方針は各施策の目標年次を5年後の令和12年度としています。真に豊かなユニバーサル社会の実現に向け、福祉のまちづくりをともに進めていきましょう。



ユニバーサルツーリズムの推進



大阪・関西万博での先進的な取組



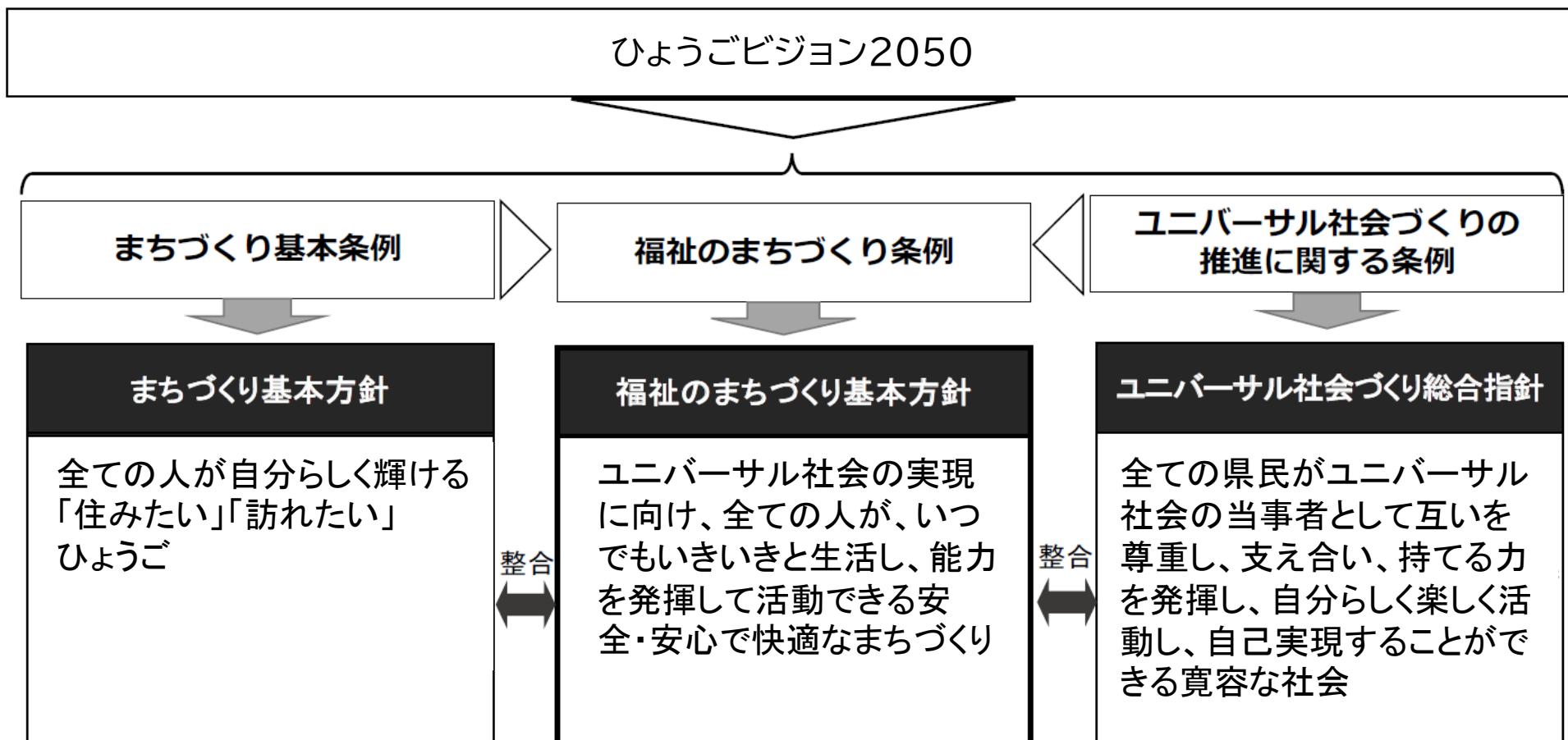
性的少数者へ配慮したトイレ整備



ゲートのない顔認証改札機

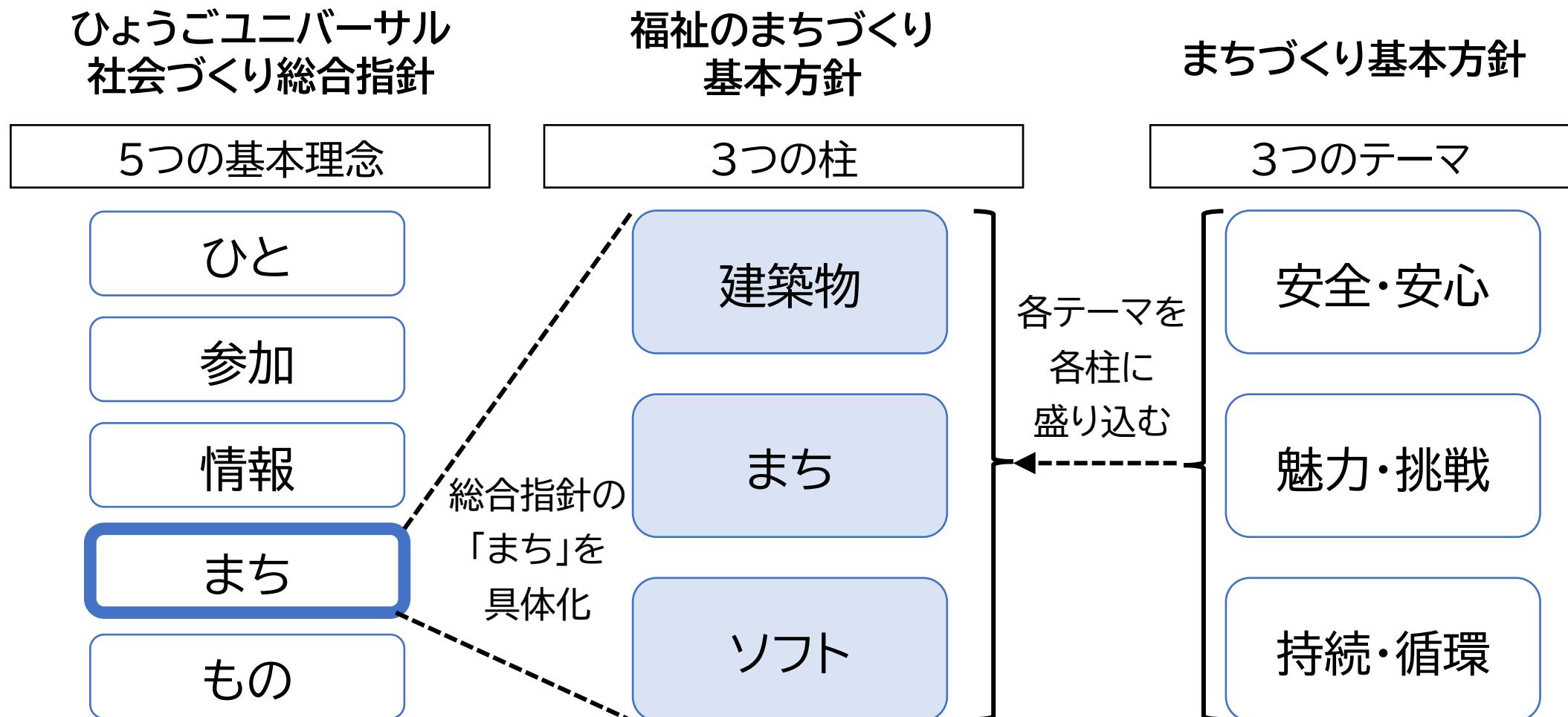
## 2 基本方針の位置付け

- 「福祉のまちづくり条例」に基づき、県、市町、県民及び事業者が一体となって福祉のまちづくりを総合的に推進するための“指針”
- 「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」に基づく「ユニバーサル社会づくり総合指針」及び「まちづくり基本条例」に基づく「まちづくり基本方針」と整合を図ります。



## 2 基本方針の位置付け

- 「福祉のまちづくり基本方針」では、「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の理念のうち、「まち」分野の方向性を3つの柱で具体化します。
- その他の4つの理念についても整合が図られるよう配慮します。
- まちづくり基本方針の3つのテーマは、3つの柱に盛り込みます。



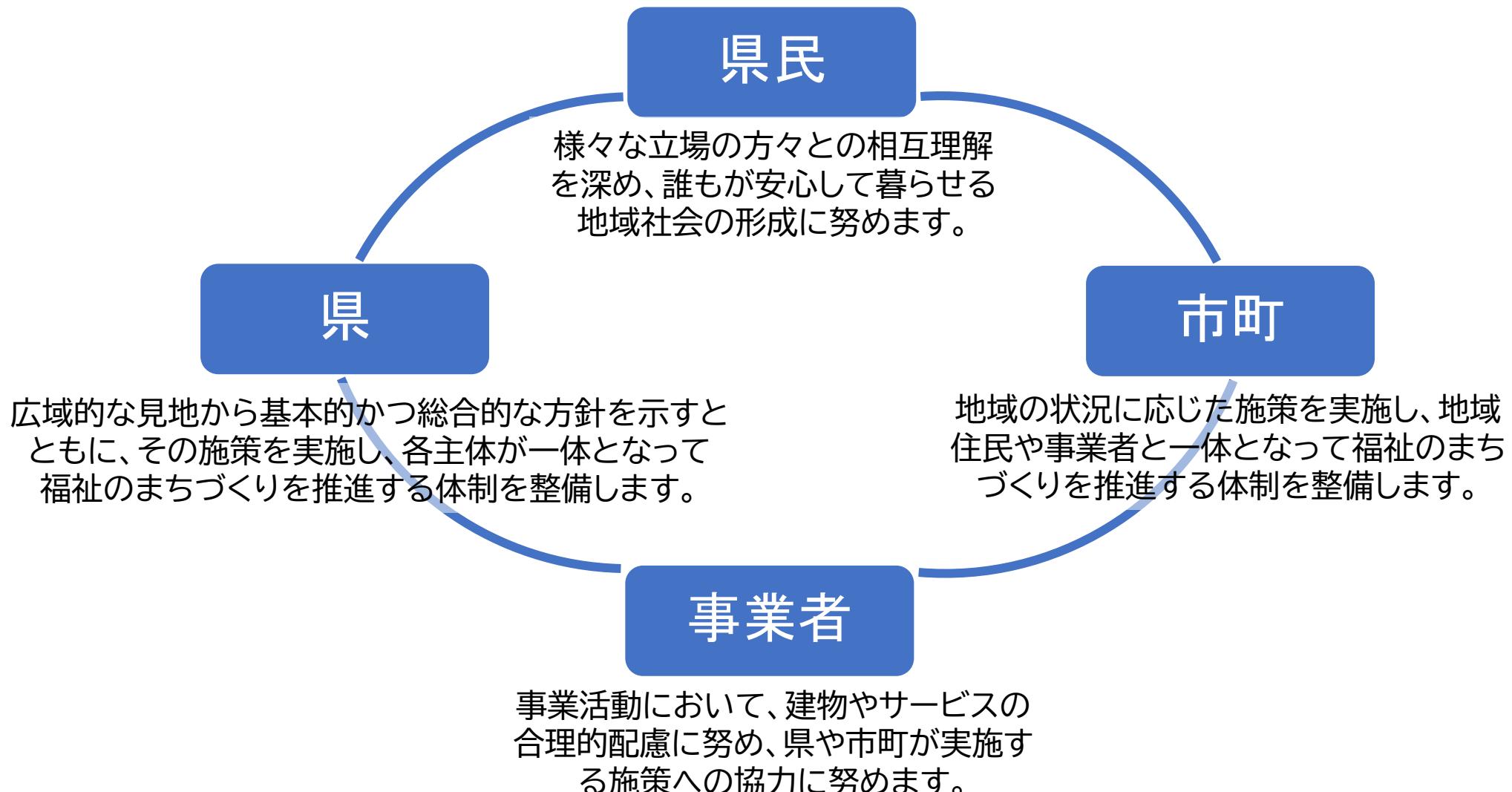
### 3 福祉のまちづくりの理念

ユニバーサル社会の実現に向け、全ての人が、いつでもいきいきと生活し、  
能力を発揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくり



## 4 福祉のまちづくりを推進する各主体の役割

- 県、市町、県民、事業者が、それぞれの役割や責務を認識し、自らの問題として必要な取組を主体的に実施していくことが重要です。
- それぞれの主な役割を踏まえつつ、相互に連携して福祉のまちづくりを進めます。



# 5 福祉のまちづくりの基本的方向

- 3つの柱により施策を展開します。
- 各施策は、3つの視点(地域特性、当事者参画、心のバリアフリー)も取り入れて推進します。

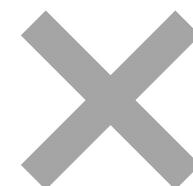
## (1) 「建築物」のよりきめ細かなユニバーサル化の推進

- 全ての人が安全かつ快適に利用できるように建築物のバリアフリー整備を引き続き推進します。
- より多くの方が利用する施設では、これまでよりさらに一步踏み込んだバリアフリー化について検討します。



## (2) つながる「まち」のユニバーサル化の推進

- 全ての人が気兼ねなく自由に移動できるよう、鉄道駅舎や道路など移動経路のバリアフリー整備を推進します。
- ユニバーサルツーリズムの推進につながるよう、訪れたいと思わせる空間のバリアフリー化にも取り組みます。



## (3) ハード整備を補完する「ソフト」施策の推進

- バリアフリー化の効果をより高めるため、ハード整備とそれを補完するソフト施策を一体的に進めます。
- ソフト施策の効果的な実施により、思いやりの心がふれあう福祉のまちづくりを推進します。



## (1) 「建築物」のよりきめ細かなユニバーサル化の推進

---

## (1) 「建築物」のよりきめ細かなユニバーサル化の推進 ×

## ① 福祉のまちづくり条例に基づく規制・誘導

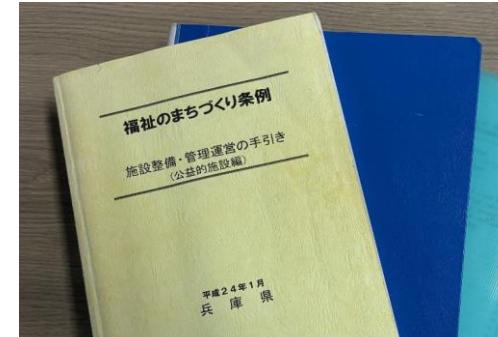
- バリアフリー整備基準や手続を定めた福祉のまちづくり条例の適正な運用により、多数の県民が利用する公益的な施設等のバリアフリー化を推進します。
- バリアフリー整備基準以上のより高度な施設整備や管理運営が行われるよう取組を推進します。
- 整備された施設等が適切に利用されるよう啓発活動等により県民の理解を促します。



条例に適合した施設の整備



段を認識しやすいよう工夫された階段



基準や手引書の整備



車椅子使用者利用駐車施設の不適正利用の防止に向けた取組

## 【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
公益的施設等のバリアフリー化率	70%	75%

※ バリアフリー情報公表制度の対象施設(鉄道駅舎を除く)を総数として算定

[バリアフリー整備基準] 建物を新築する場合などに適合することが義務付けられる整備項目。例えば、便所への手すりや、エレベーターの設置(一定規模以上の場合)等  
 [公益的施設等] 医療施設、官公庁施設、物販店舗、駅など、バリアフリー化が必要な施設として、福祉のまちづくり条例で定める施設

## (1) 「建築物」のよりきめ細かなユニバーサル化の推進 ×

## ② チェック＆アドバイスの実施・ひょうご県民ユニバーサル施設の認定

- 高齢者、障害のある人など施設利用者等が参画し、助言等を行うことにより、質の高い施設整備・管理運営が行われるよう促進します。
- 利用者の助言等を反映させた施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定し、県民や事業者の意識高揚を図ります。
- チェック＆アドバイスで得られた助言等を蓄積し、ガイドラインの見直しに活用するなど、知見を共有します。



チェック＆アドバイス(C&amp;A)の実施

助言等を取り入れた改善例  
(コミュニケーションボードの設置)ひょうご県民ユニバーサル施設  
認定証交付による意識高揚C&Aで得られた知見の共有  
(働く空間整備事例集)

## 〔目標〕

指 標	R7末時点 見込	R12目標
チェック＆アドバイスの実施数(H23からの累計)	225件	325件 (20件/年)
ひょうご県民ユニバーサル施設の認定数(H23からの累計)	40件	55件 (3件/年)

[チェック＆アドバイス] 建物等の所有者の求めに応じて、建築等の専門家や、障害のある当事者の方をあっせんし、利用者の立場から建物等の点検・助言を行う制度

## (1) 「建築物」のよりきめ細かなユニバーサル化の推進 ×

## ③ 公営住宅のバリアフリー化

- 高齢者等が自立した生活を送ることができるよう、住戸内の段差解消、手すり設置、トイレ改修、敷地内通路のバリアフリー化などを促進します。
- 平常時の低所得者、高齢者、障害のある人などに加え、災害時には被災者の入居を受け入れ、住宅確保を図ります。
- 情報通信環境の整備など、働き方や暮らし方の変化に対応した取組を行います。



車椅子使用者の避難に配慮した住戸整備



車椅子使用者が利用できるキッチン



車椅子使用者の利用に配慮した便所・浴室

## 【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
県営住宅におけるバリアフリー化率	(75%)	80%

## (1) 「建築物」のよりきめ細かなユニバーサル化の推進 ×



## ④ 民間住宅のバリアフリー化

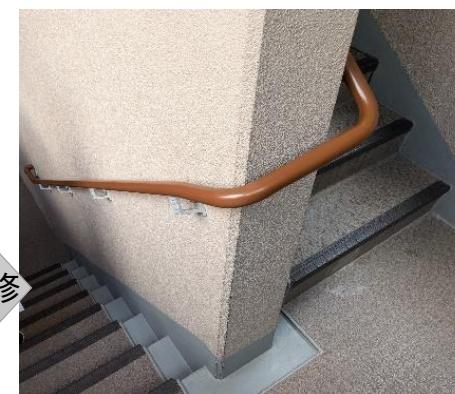
- 高齢者等が住み慣れた住宅で自立した生活を送ることができるよう、住戸内の段差解消、手すり設置、トイレ改修、敷地内通路のバリアフリー化などを促進します。
- 高齢者、障害のある人などの入居を拒否しない「セーフティネット住宅」や、安否確認が提供される「サービス付き高齢者向け住宅」などが提供されるよう取組を進めます。
- 住宅に関する相談対応や情報提供を行い、ソフト面からも支援します。



改修



改修



バリアフリーのための住宅改造

共同住宅のバリアフリー化への支援

**ひょうごあんしん住宅ネット**

公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター  
ひょうご住まいサポートセンター

お問い合わせ 管理サイト

△ 住宅をお探しの方  
□ 条件から探す □ 地図から探す

□ 不動産会社をお探しの方  
△ 居住支援が必要な方

□ 協力店を探す  
△ 居住支援法人を探す

ひょうごあんしん住宅ネットでは、このようなことが探せます。

1. 賃貸住宅を探す  
○ひょうごあんしん賃貸住宅  
・高齢者、障害者、外国人、子育て世帯のうち、いざれかひとつ以上の要件を受け入れることとして登録された賃貸賃貸住宅です。  
※住戸の構造、構造等に関する登録基準はありません。  
※あんしん賃貸住宅の受け入れ対象は、家賃等を適正に支払うことができ、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる方（居住支援を受けることによって自立することが可能となる場合も含む）です。

○セーフティネット住宅  
「在宅移住者登録者に対する高齢住宅の併用の促進に関する法律（住宅セーフティネット住宅）に基づき登録された在宅移住者登録者（高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、低所得者、被扶養者等）の入浴を妨げない賃貸住宅です。」

住宅に関する情報提供  
(ひょうごあんしん住宅ネット)

## 【目標】

指標	R7末時点 見込	R12目標
住宅のバリアフリー化率※	51%	53%

※ 住宅土地統計調査における65歳以上の世帯員のいる主世帯数に対する一定のバリアフリー化が行われている世帯数。調査時点の差を線形補完により補正

## 5 福祉のまちづくりの基本的方向

### (1) 「建築物」のよりきめ細かなユニバーサル化の推進

#### 【各主体ごとの主な役割】

##### 県

- 条例等に定められたバリアフリー整備基準への適合を建築確認や条例の届出により審査し、実効性を確保します。
- ユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅の整備に取り組みます。
- 民間住宅のバリアフリー化を促進します。
- 公共施設の整備において「施設整備・管理運営の手引」の推奨事項を積極的に採用し、質の高い施設整備に取り組みます。
- 当事者参画による施設整備・管理運営に取り組むとともに、得られた知見の共有を図ります。
- 「セーフティネット住宅」や「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を促進し、ホームページ等で情報を発信します。

##### 県民

- 車椅子使用者利用駐車区画やバリアフリートイレの適正利用に努めます。
- 意図せず高齢者や障害のある人の利用の妨げになることのないよう多様な他者との相互理解に努めます。
- 住宅の新築や改築を行う際には、将来の心身機能の低下に備え、福祉のまちづくり条例の「住宅整備基準」に沿ったバリアフリー化に努めます。

##### 市町

- ユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅の整備に取り組みます。
- 民間住宅のバリアフリー化を促進します。
- 公共施設の整備において「施設整備・管理運営の手引」の推奨事項を積極的に採用し、質の高い施設整備に取り組みます。
- 当事者の助言等を反映させた施設整備・管理運営に努め、「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定取得に積極的に取り組みます。
- 災害時の避難所となる学校等のバリアフリー化に取り組みます。

##### 事業者

- 「施設整備・管理運営の手引」の推奨事項を積極的に採用するなど、質の高い公益的施設等の整備に努めます。
- 建築関係者は、最新の知見を習得し、積極的に設計に取り入れ、質の高い公益的施設の実現に努めます。
- 当事者の助言等を取り入れ、「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定取得に努めます。
- 「インクルーシブな働く空間事例集」を活用し、全ての人が働きやすい環境整備に努めます。

## (2) つながる「まち」のユニバーサル化の推進

---

## (2) つながる「まち」のユニバーサル化の推進



## ① バリアフリー法に基づく「バリアフリー基本構想」等の策定

- 高齢化が進む地方部では、地域の実情に応じて必要なバリアフリー化の取組を進め、地域格差の解消を目指します。
- 高齢者、障害のある人など、多様な要配慮者の移動円滑化を促進するため、バリアフリー法に基づく基本構想の策定を推進します。
- 基本構想を策定する際には、教育啓発特定事業(地域や学校における障害者疑似体験やセミナーの開催など)も併せて行い、心のバリアフリーの普及啓発にも取り組みます。



バリアフリー基本構想によるバリアフリー化

- 駅を中心とした地区などを市町が指定し、駅・道路・建物などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。
- R2からは、心のバリアフリーの取組である「教育啓発特定事業」が法律上位置付けられ、ハード・ソフトの両面から取組が進められています。

バリアフリー基本構想を策定した地区  
(宝塚市 武田尾駅周辺)

## 【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
バリアフリー基本構想の策定地区数	39地区	44地区 (1地区/年)

[バリアフリー基本構想] バリアフリー法で定められた「移動等円滑化基本構想」の略称。重点的に整備すべき道路や施設を具体的に定める。市町が指定するほか、住民等が市町に指定を提案することもできる。

## (2) つながる「まち」のユニバーサル化の推進



## ② 鉄道駅舎のバリアフリー化

- 乗降客数だけではなく、駅の構造や利用実態、周辺地域の特性などを踏まえた鉄道駅のバリアフリー化を推進します。
- 段差解消だけではなく、ホームと車両の隙間・段差の縮小化、ホームドアなど線路への転落防止対策、バリアフリートイレの整備、多言語に対応した情報案内など、バリアフリーの質的向上にも取り組みます。



エレベータの設置



バリアフリートイレの設置



ホームドアの整備

## 【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
1日の平均乗降客数3千人以上の駅の2経路目のバリアフリー整備数 (計画期間内の合計)	1駅	2駅
1日の平均乗降客数3千人未満の駅で、3千人以上駅と同程度の高齢者等の利用が見込まれる駅のバリアフリー整備数(計画期間内の合計)	6駅	10駅

## (2) つながる「まち」のユニバーサル化の推進



## ③ バス・タクシー車両のバリアフリー化

- 高齢者等の利用が多い地域の移動を支えるバスのバリアフリー化(ノンステップバスやリフト付きバスの導入)を推進します。
- 高齢者等や、子育て世帯、観光客等誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の導入を推進します。



ノンステップバス

ユニバーサルデザインタクシー  
(UDタクシー)

## TOPIC

認定レベル準1が新設され、UDタクシー車両の選択肢が広がっています



## 【目標】

指 標	R7末時点 見込	R12目標
乗合バスに対するノンステップバス導入率	74%	80%
UDタクシーの導入率	21%	25%

## (2) つながる「まち」のユニバーサル化の推進



地域特性

当事者参画

心の  
バリアフリー

## ④ ユニバーサル社会づくり推進地区における活動支援

- 全ての人が暮らしやすく活動できるまちづくりを進めるため、市町と地域住民が協働してハード・ソフト両面からユニバーサル社会づくりに取り組む「ユニバーサル社会づくり推進地区」の活性化を図ります。
- 法改正による「合理的配慮の提供義務化」や「心のバリアフリー」など、新たな課題に対応します。

**制度の全面的な見直しに向け、作業中**

【現 状】事業プランの見直し数：目標20地区に対し、実績1地区 ⇒ 停滞状態と認識

【問題点】市町ヒアリングにより、以下の問題点が明確化

- ・高齢化による協議会活動を担う住民の不在
- ・制度拡充を繰り返す中で、事業スキームの複雑化、補助メニューの細分化（アドバイザー派遣補助、プラン策定補助、PR案内板設置補助、ユニバーサルマップ作成補助、活動補助、施設改修補助）
- ・市町の人材、財源不足（ユニバーサル化に関する施策の優先順位の低下）

【見直しの方向性】

- ・協議会の関与なしに支援が可能となるよう補助要件を緩和
- ・事業スキームを単純化、補助メニューを全面的に再編
- ・観光振興や子育て支援など優先順位の高い施策とパッケージ化

## (2) つながる「まち」のユニバーサル化の推進



## ⑤ 公共施設(道路・公園)のバリアフリー化

## 歩道のバリアフリー化

- 誰もが安全で安心して利用できる歩行空間を整備するため、バリアフリー法の重点整備地区等を中心に、既設歩道のバリアフリー化を推進します。
- 特に視覚に障害のある人等の利用の多い横断歩道にはエスコートゾーンや視覚障害者用付加装置等の整備を推進します。

歩道の段差解消・  
点字ブロックの敷設

エスコートゾーン

視覚障害者用付加装置  
(音響式信号機)

## 公園のバリアフリー化

- 県立都市公園のリノベーションにおいて、オストメイトやベビーベッド等を備え、障害の有無、性別等にかかわらず利用できる「バリアフリートイレ」の整備や、案内板の多言語化等、公園のユニバーサル化を進めます。

バリアフリーに配慮した  
園路・広場

[エスコートゾーン] 視覚障害のある方の安全性等の向上のために設けられる「横断歩道の点字ブロック」

## (2) つながる「まち」のユニバーサル化の推進

### 【各主体ごとの主な役割】

県

- ユニバーサルツーリズムや合理的配慮の提供義務化などの新たな社会潮流に対応した取組を行います。
- バリアフリー基本構想を策定した地区を重点的に促進するなど、地域特性に応じた整備を進めます。
- 鉄道駅舎やバスなど広域的な公共交通のバリアフリー化を促進します。
- 市町や業界団体と連携し、UDタクシー車両の導入を促進します。

県民

- バリアフリー教室やセミナーに積極的に参加し、心のバリアフリーへの理解を深めるよう努めます。
- 車椅子使用者利用駐車区画やバリアフリートイレの適正利用に努めます。

市町

- 「バリアフリー基本構想」や「バリアフリー促進方針」を策定し、面的なバリアフリー化に取り組みます。
- 「バリアフリー基本構想」に位置付けられた道路や公園のバリアフリー化を優先して実施します。
- 地域の実情に応じてUDタクシー車両の導入に積極的に取り組みます。

事業者

- バリアフリー化済みの駅についても、更に利便性を高めるなど、質的向上に取り組みます。
- ノンステップバス車両やUDタクシー車両の導入を進めるなど、公共交通のバリアフリー化を推進します。
- 公共交通機関や道路からシームレスに移動できるよう、県・市や他の事業者と協力します。

### (3) ハード整備を補完する「ソフト」施策の推進

---

## (3) ハード整備を補完する「ソフト」施策の推進



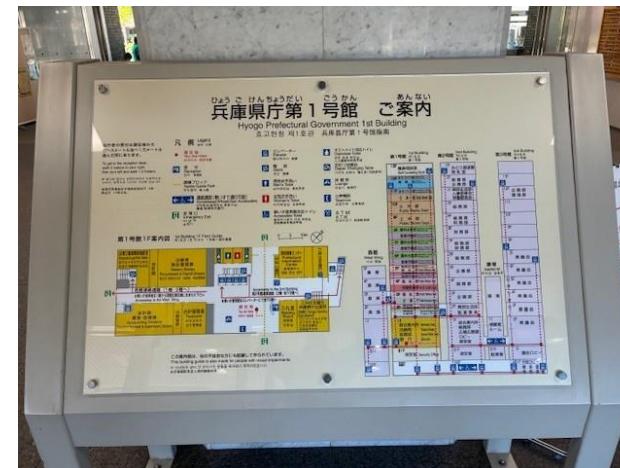
## ① 施設のバリアフリー情報の公表

- 一定規模以上の官公署、病院、百貨店、ホテル等のバリアフリー情報の公表制度を推進します。
- 施設のバリアフリー情報や公共交通機関の運行情報等入手できるよう、ピクトグラムや点字を用いた案内板、デジタルサイネージ、音声案内、文字情報など多様な手段により、情報を提供します。

駐車場	敷地内 通路 (建物前)	主な外部 出入口	トイレ	誘導案内

整備されていない  
項目も情報提供

ピクトグラムによるバリアフリー情報の提供



点字や浮彫りを用いた案内板



画面表示による運行情報を提供

## (目標)

指標	R7末時点 見込	R12目標
バリアフリー情報の公表率(公共・民間)	85.7%	90%

## (3) ハード整備を補完する「ソフト」施策の推進



## ② ICTを活用した移動支援・情報発信

- 車椅子使用者や視覚に障害のある人がICTの活用により自由に移動及び活動できる整備を目指します。
- 視覚や聴覚に障害のある人、外国人への情報伝達に配慮し、平時や非常時において、音声と文字情報を併用や外国語の併記のほか、それを代替するアプリケーションが利用できるような発信方法に努めます。
- 一方で、ICT化で利便性が低下する人(タッチパネルは視覚障害があると利用できない等)がいることを理解し、必要に応じて人的対応などの合理的配慮を行います。

スマートフォンを活用して視覚障害のある人に  
空間情報を音声で案内するシステム

タッチ動作の必要がない顔認証自動改札

認知症高齢者等GPS利用支援サービス  
～GPS端末機の貸出しに係る初期費用を負担します！～

認知症で行方不明になる心配がある在宅で生活している方を対象に、GPS端末機（位置情報探索器）の貸出しに係る初期費用（システム登録料）を市が負担します。  
屋外でひとり歩きにより行方不明になった際、ご家族等が位置情報提供システム（電話またはインターネット検索）を活用し、位置情報の提供を受けることができるほか、日頃の見守りにも活用することができます。

GPS端末機は選択可能ですか  
コセコム または GPSどこさる  
※利用決定後の機器の変更は不可

**対象者**  
次の①～④の全てに該当する高齢者等を介護している家族等  
①本市に住民票があり、かつ現に本市で在宅生活を営む方  
②65歳以上の方、又は、40歳以下65歳未満の要

**利用料**  
GPS端末機の貸出しに係る初期費用（システム登録料）については市が負担します。  
インターネットを利用した位置情報の確認は無料ですが、月額利用料やオペレータ対応による位置情報の確認、その他オプションサービスについても別途料金がかかることがあります。

GPS端末を利用した認知症高齢者等の  
見守りへの支援(尼崎市)カメラ付き携帯電話を活用した  
聴覚や言語に障害のある人とのコミュニケーション

青色：通行可能  
黄色：難しい  
赤色：通行不可



移動経路上の勾配を検索できるアプリ(なび坂)

バスの走行位置をリアルタイム  
で表示するバス停標識

## (3) ハード整備を補完する「ソフト」施策の推進



## ③ 交通事業者による乗客の移動支援のレベルアップ

- 高齢者、障害のある人など移動等に制約のある人の多様なニーズにきめ細かな対応を行うため、接遇ガイドライン※に基づく取組を促進します。
 

※「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」（国土交通省）  
「高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル」（観光庁）
- 利用者の相互理解を深める取組を推進します。



バスの乗車介助実習



知的・発達・精神に障害のある人への理解を図る取組



鉄道におけるベビーカー使用の理解促進



モニター付きインターフォンによる人的対応

## 【目標】

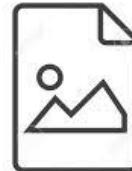
指 標	R7末時点 見込	R12目標
接遇研修を行う鉄道事業者及びバス事業者の数	鉄道 10/11 バス 13/20	全事業者で実施

### (3) ハード整備を補完する「ソフト」施策の推進



#### ④ 災害に対応した取組の推進

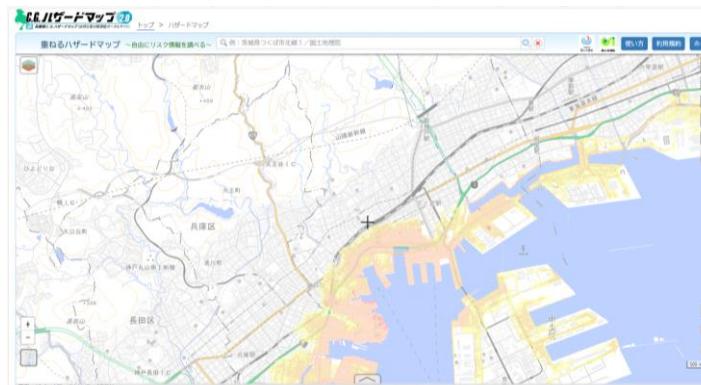
- 平時から避難所となる建物の段差解消やバリアフリートイレの整備などを進めます。
  - 一般の避難所での避難生活が困難な知的障害や精神障害のある方など要援護者のための福祉避難所の指定を促進します。
  - 各避難所において多様な要配慮者との意思疎通を図るための対策を行います。
  - 避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、避難訓練の実施や個別避難計画の策定など事前準備を進めます。



## 車椅子使用者避難所の周知看板 (愛知県春日井市)



## コミュニケーションボートの整備 (洲本市)



## 兵庫県CGハザードマップによる防災情報の提供



## 避難者の受け入れ訓練

## (3) ハード整備を補完する「ソフト」施策の推進



## ⑤ 他部局と連携した取組

## 兵庫ゆずりあい駐車場

- 「兵庫ゆずりあい駐車場」の普及 商業施設、病院等の公益的施設等の駐車施設において、障害者等が利用する「兵庫ゆずりあい駐車場」の表示を行うとともに、利用証を交付して、適正利用を図る。



兵庫ゆずりあい駐車場

## ヘルプマークの普及

- 内部障害のある人など、援助や配慮が必要なことが外見から分かりにくい人の社会参加を応援する「ヘルプマーク」の普及啓発を図ることにより、公共交通機関等での座席の譲り合いなどの県民意識を高揚します。



ヘルプマーク

## みんなの声かけ運動

- みんなが声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」を推進します。
- 企業・地域団体・学校等と「みんなの声かけ運動応援協定」を締結し、みんなの声かけ運動の輪を拡大するとともに企業・地域団体・学校等の実践活動についても充実させます。



みんなの声かけ運動の推進

## (3) ハード整備を補完する「ソフト」施策の推進



## ⑤ 他部局と連携した取組

## 相談体制の確保

- 「ひょうご住まいサポートセンター」、「西播磨総合リハビリテーションセンター」、「但馬長寿の郷」、「福祉のまちづくり研究所」に住宅、福祉用具等に関する相談窓口を設け、高齢者や障害のある人からの相談に対応します。



福祉用具の展示

## 福祉のまちづくり研究所による先進的な取組

- 認知症の人に対応した調査研究を行うとともに、認知症の人と家族介護者の生活を支援するための情報提供を行い、高齢者の健康長寿を実現します。
- 実践的・先進的・国際的な研究を推進し、関連学会等と人的・知的ネットワークの形成を図ります。



筋電義手などの先端研究

## (3) ハード整備を補完する「ソフト」施策の推進

### 【各主体ごとの主な役割】

#### 県

- 県有施設のバリアフリー情報の公表を確実に実施します。
- 緊急情報、防災気象情報、避難情報等を伝達手段の複数化(音声と文字、紙面とHPなど)や、多言語化に配慮して情報を発信します。
- 県有施設等において公衆WiFiの整備など、ICT活用のためのインフラの整備に努めます。
- 福祉用具等に関する相談体制を確保します。

#### 市町

- 市町有施設のバリアフリー情報の公表を確実に実施します。
- 緊急情報、防災気象情報、避難情報等を伝達手段の複数化(音声と文字、紙面とHPなど)や、多言語化に配慮して情報を発信します。
- 市町有施設において公衆WiFiの整備など、ICT活用のためのインフラの整備に努めます。

#### 県民

- バリアフリー教室やセミナーに積極的に参加し、心のバリアフリーへの理解を深めるよう努めます。
- 公表されているバリアフリー情報を積極的に活用するよう努めます。
- 無人駅などにおいて、高齢者や障害のある人に声かけを行い、必要な場合は移動等に協力するよう努めます。
- 援助が必要な住民を地域の自主防災組織による防災・減災活動に協力します。

#### 事業者

- 民間施設のバリアフリー情報の公表の実施に努めます。
- 情報伝達手段の複数化(音声と文字、紙面とHPなど)や、多言語化に配慮した情報発信に努めます。
- 従業員に対する研修を実施し、接遇レベルの向上や心のバリアフリーの推進に努めます。
- 公衆WiFiの整備など、ICT活用のためのインフラの整備に努めます。
- 移動支援に役立つ自社製品の展示会等を行い、その普及に努めます。

## (参考) 福祉のまちづくりの目標

指 標	R2末時点 実績	R7末時点 目標	R7末時点 実績見込	R12末時点 目標
公益的施設等のバリアフリー化率	69%	75%	70%	75%
チェック＆アドバイスの実施数(累計)	133件	233件	225件	325件 (20件/年)
ひょうご県民ユニバーサル施設の認定数(累計)	29件	59件	40件	55件 (3件/年)
県営住宅のバリアフリー化率	67%	—	(75%)	80%
住宅のバリアフリー化率※	59%	65%	51%	53%
(p17 「ユニバーサル社会づくり推進地区における活動支援」に係る指標を想定 )	検討中			
バリアフリー基本構想の策定地区数(累計)	29地区	—	39地区	44地区
1日の平均乗降客数3千人以上の駅の2経路目のバリアフリー整備数(計画期間内の合計)	(新規)	2駅	1駅	2駅
1日の平均乗降客数3千人未満の駅で、3千人以上駅と同程度の高齢者等の利用が見込まれる駅のバリアフリー整備数(計画期間内の合計)	(新規)	10駅	6駅	10駅
乗合バスに対するノンステップバス導入率	57%	80%	74%	80%
UDタクシーの導入率	6%	25%	21%	25%
バリアフリー情報の公表率	85.3%	—	85.7%	90%
接遇研修を行う鉄道事業者及びバス事業者の数	—	全事業者	鉄道 10/11 バス 13/20	全事業者

※ R7以前と定義を変更したため、数値が減少となっている

## (参考) 主な指標の推移（観測指標）

指 標	R2末時点 実績	R7末時点 見込
重点整備地区内の主要な経路を構成する道路のバリアフリー化率	88%	集計中
公園における園路・広場のバリアフリー化	81%	集計中
公園における駐車場のバリアフリー化	59%	集計中
みんなの声かけ運動の推進員数(累計)	4,925人	5,213人
兵庫ゆずりあい駐車場の登録区画数(累計)	4,858区画	5,072区画
「障害の社会モデル」※ の理解度	—	21%
障害のある人等を見かけたときに自ら手助けをしようとする人の割合	—	73.3%

[障害の社会モデル] 「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方